

埼玉県中小企業制度融資 基礎研修会

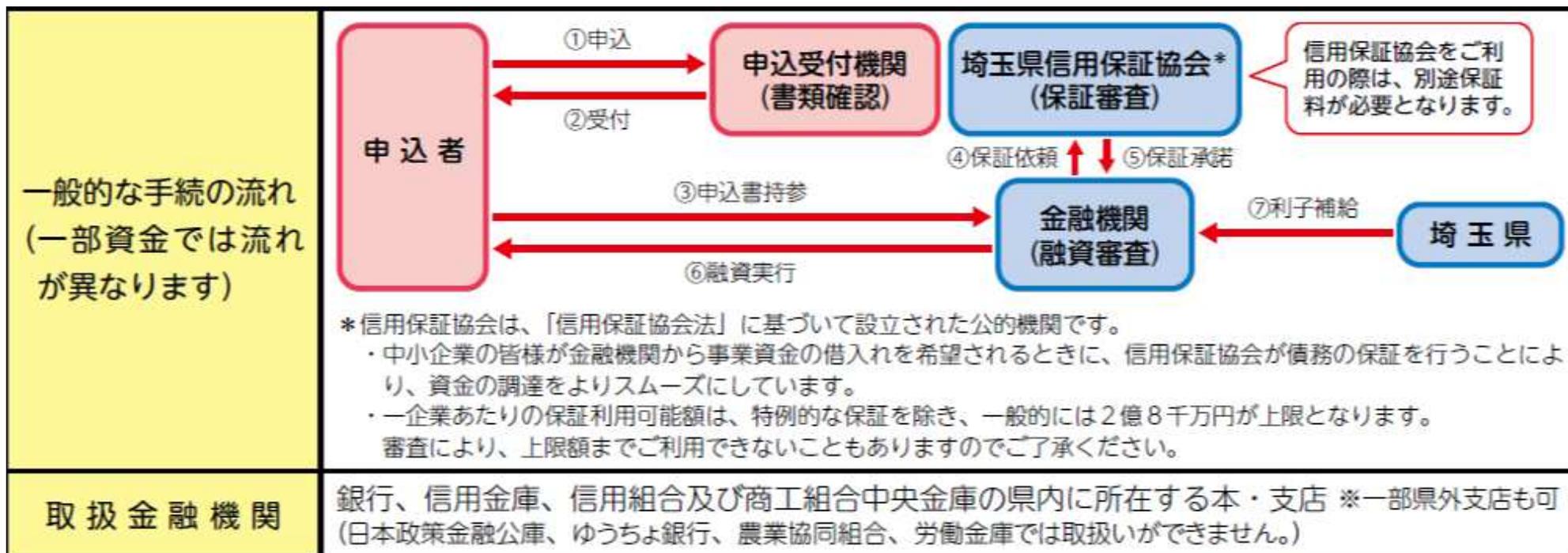
産業労働部 金融課

本日の内容

- 1 制度融資の仕組みと手続の流れ
- 2 資金メニューについて
- 3 利率、利子補給率、信用保証料、責任共有制度について
- 4 受付・融資実行にあたっての留意事項
- 5 個別資金の概要、留意点
- 6 県ホームページの掲載内容について

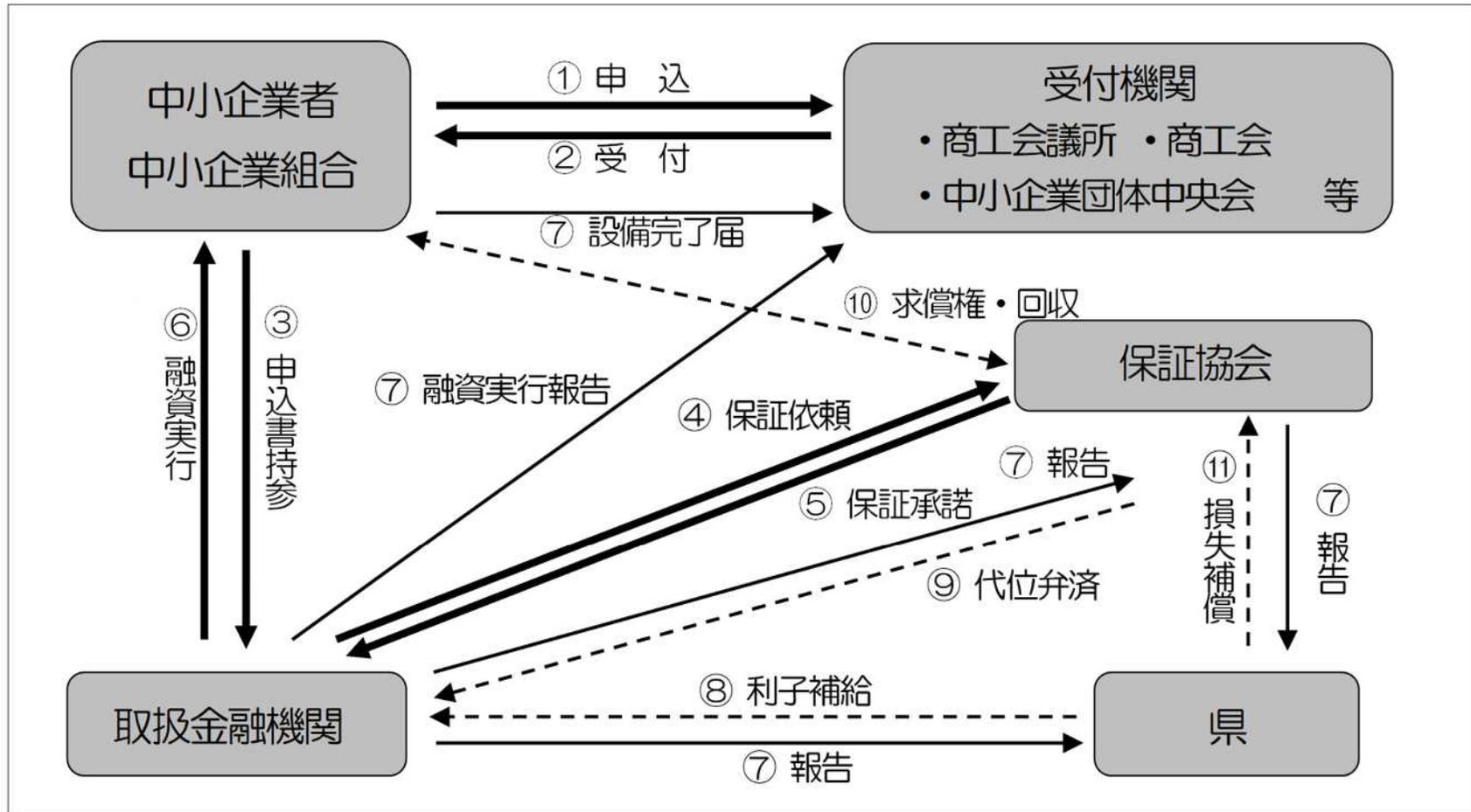
1 制度融資の仕組みと手続きの流れ

(「埼玉県中小企業制度融資のご案内」 p.2から抜粋)



1 制度融資の仕組みと手続きの流れ

(「埼玉県中小企業制度融資の手引」 p.1から抜粋)



2 資金メニューについて

(「埼玉県中小企業制度融資のご案内」 p.3から抜粋)



3 利率、利子補給率、信用保証料、責任共有制度について

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」参照)

- ・ 融資利率は中小企業者が借り入れる際の上限利率(この範囲内で金融機関が設定する。)
- ・ 金融機関が受け取る利率は 融資利率 + 県からの利子補給率(いずれのメニューも最終的に金融機関の受け取る利率に差はほとんどない。)

埼玉県中小企業制度融資一覧表

令和7年4月1日時点

資金名	融資利率(年以内)					融資期間 <償還期間(以内)/償還方法>	限度額(以内)	信用保証・ 保証料(年%以内)	利子 補給率 (%)	責任 共有	融資枠 (億円)		
	1年以内 (~12か月)	1年超 3年以内 (13か月~ 36か月)	3年超 5年以内 (37か月~ 60か月)	5年超 10年以内 (61か月~ 120か月)	10年超 15年以内 (121か月~ 180か月)								
幅広い用途	① 事業資金 一般貸付		1.7%	1.8%	1.9%	設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年・元金均等返済>	設備 6,000万円(組合・4億円) 運転 5,000万円(組合・4,000万円) 運転・設備併用 6,000万円(組合・4億円)	付する*1 0.45~1.64	0.1	○	450		
	② 事業資金 短期貸付	1.25% 1.65%	←信用保証付き ←信用保証なし			運転 1年以内 <元・前払一括>	信用保証付き 3,000万円 信用保証なし 3,000万円 (認定組合(特) 6,000万円)	原則として付する*1 0.45~1.64	0.475 0.075	○	250		
	③ 小規模事業資金 (③の2 借換制度(再借換を含む。) 【経営革新企業特例を適用する場合】)	1.6% 1.5%	1.7% 1.6%	1.8% 1.7%		設備 10年以内 運転 7年以内 <1年・元金均等返済> (借換期間1年以内(一括返済))	2,000万円 設備・運転併用 2,000万円	付する 0.50~1.76*1 (特別小口保証 0.80)	0.1 0.2	×	400		
	④ 起業家育成資金		1.2%	1.3%	1.4%	設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年・元金均等返済>	設備 3,500万円 運転 3,500万円 設備・運転併用 3,500万円	付する 0.80*1 (スタートアップ保証制度適用 1.00)	0.5	×	250		
事業創出の支援	⑤ 設備投資促進資金 人手不足対応特例		1.3% 1.2%	1.4% 1.3%	1.5% 1.4%	1.7% 1.6%	設備 1年超 10年以内 (土地・建物) (土地・建物 1年超 10年以内) 運転 1年超 7年以内 <2年・元金均等返済>	設備 1億5,000万円(土地・建物は 2億円) 運転 5,000万円(設備投資(中古品に限る)) 設備・運転併用 1億5,000万円(土地・建物は 2億円)	付する*1 0.45~1.64	0.5 0.6	○	150	
	⑥ 産業創造資金 産業革新計画促進貸付		1.3%	1.4%	1.5%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年(設備2年)・元金均等返済>	設備 1億円(組合・4億円) 運転 1億円 設備・運転併用 1億円(組合・4億円)	付する*1 0.77	0.5	○	50	
	⑦ 産業創造資金 事業承継特別貸付		1.3%	1.4%	1.5%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年・元金均等返済>	設備 1億円 運転 1億円 設備・運転併用 1億円	付する*1 0.20~1.15	0.5	○	50	
	⑧ 産業創造資金 事業承継支援貸付		1.5%	1.6%	1.7%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年(設備2年)・元金均等返済>	設備 1億円 運転 1億円 設備・運転併用 1億円	付する*1 0.45~1.64	0.3	○	50	
	⑨ 産業創造資金 社会貢献企業等優遇貸付		1.5%	1.6%	1.7%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年(設備2年)・元金均等返済>	設備 1億円(組合・4億円) 運転 1億円 設備・運転併用 1億円(組合・4億円)	付する*1 0.45~1.64	0.3	○	50	
	⑩ 産業創造資金 海外投資貸付		1.5%	1.6%	1.7%		設備 1年超 10年以内 <2年・元金均等返済>	設備 1億円(組合・4億円)	付する*1 0.45~1.64 (海外投資関係 0.9)	0.3	○	50	
	⑪ 産業創造資金 産業立地貸付	信用保証付き→ 信用保証なし→	1.6% 1.7%	1.7% 1.8%	1.8% 1.9%		設備 1年超 12年以内 (10億円超 1年超13年以内) <2年・元金均等返済>	20億円(対象経費の70%以内) (工場等保証 2億円)	必要により付する*1 0.45~1.59	0.2 0.1	○		
	事業者も利用可能な経費	⑫ 経営安定資金 大臣指定等貸付		1.3% 1.4%	1.4% 1.5%	1.5% 1.6%		設備 1年超 10年以内 (返済猶予のみ) 運転 1年超 10年以内 <1年(返済猶予2年)・元金均等返済>	設備 8,000万円(組合・1億円)(返済猶予のみ) 運転 8,000万円 災害復旧で設備・運転併用 1億8,000万円 (組合・1億8,000万円)	付する 0.80 (SNS5のみ 0.68)	0.4	×	300
		⑫の2 経営安定資金 知事指定等貸付	SNS5のみ→	1.4%	1.5%	1.6%		設備 1年超 10年以内 (返済猶予のみ) 運転 1年超 10年以内 <1年(災害復旧2年)・元金均等返済>	設備 8,000万円(組合・1億円)(返済猶予のみ) 運転 8,000万円 災害復旧で設備・運転併用 1億8,000万円 (組合・1億8,000万円)	付する*1 0.45~1.59 (金融庁保証料 0.68)	0.4	○	300
		⑬ 経営あんしん資金		1.6%	1.7%	1.8%		運転 1年超 10年以内 <1年(知事指定貸付2年)・元金均等返済>	8,000万円	付する*1 0.45~1.64	0.2	○	400
		⑬の2 物価高騰特例		1.2%	1.3%	1.4%		運転 1年超 10年以内 <1年・元金均等返済>	8,000万円	付する*1 0.45~1.64	0.6	○	300
⑭ 企業/ワ/アップ資金			金融機関所定利率				設備・運転 1年超 10年以内 <1年・元金均等返済>	2億8,000万円 設備・運転併用 2億8,000万円	付する*1 0.45~1.59 SNS1~4.6号,危機対応保証 0.80 SNS5-7号保証 0.68 災害復旧保証 0.50~1.64	-	○	200	
⑮ 借換資金(再借換を含む。)			金融機関所定利率				運転 1年超 10年以内 <1年・元金均等返済>	1億円	付する*1 0.45~1.64 SNS1~4.6号,危機対応保証 0.80 SNS5-7号保証 0.68	-	○	750	

4 受付・融資実行に当たっての留意事項

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.2~11を参照)

原則として次の1から8の全てに該当することが県中小企業制度融資の対象者要件です。

- 1 保証対象業種*¹に属する事業を営む中小企業者*²及び中小企業組合*³であること(下記参照)。
- 2 申込日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、かつ同一事業(日本標準産業分類の「小分類」が同一)を営んでいること。(県外から移転し申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。) ☛Q&A : 1-12~1-20
- 【例外】・起業家育成資金、産業創造資金(事業承継支援貸付)の一部、経営安定資金(大臣指定等貸付)災害復旧関連・特定業種関連、経営安定資金(知事指定等貸付)災害復旧関連、産業創造資金(経営革新計画促進貸付)、産業創造資金(産業立地貸付)の一部は、「県内1年以上」は不要。
- 3 事業税(法定業種以外の事業を営む個人については県民税及び市町村民税)を滞納していないこと。 ☛Q&A : 1-21~1-31
- 4 開業等に許可、認可、登録等を必要とする場合は、その許認可等を取得していること。(p.12一覧表参照) ☛Q&A : 1-32~1-41
- 5 保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、当該金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。
- 6 保証協会の保証残高が、保証限度額を超えないこと。(信用保証を付する場合)
- 7 手形交換所等の取引停止処分中でないこと。
- 8 暴力団・暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他知事が適当でないと認めた者に該当しないこと。

5 個別資金の概要、留意点 (別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.33~38を参照)

③ 小規模事業資金

■融資対象者の要件■	
次の全てに該当する小規模企業者(組合を含む) ※NPO法人は対象外	
●主な業種・組合の規模要件 ※従業員数の算定方法はQ1-8参照	
主な業種・組合	従業員数
<ul style="list-style-type: none"> ■各種製造業、建設業、不動産業、運送業、印刷業、出版業、製本業、保険代理店、旅行業、医業を主たる事業とする法人 ■自動車整備業、ソフトウェア業、情報処理サービス業 ■宿泊業・娯楽業 ■企業組合(その事業に従事する組合員数)・協業組合 ■商業・サービス業 ■小売業、卸売業、飲食業、洗濯・洗張・染物業(クリーニング店等)、医療(個人診療所)・保健衛生業(接骨院・整体等)、加工修理業、理容業、美容業、専門サービス業(税理士・建築士事務所等)、産業廃棄物処理業、その他の事業サービス業(カスリング等)、学習塾等 ■事業協同小組合(組合又は組合員の2/3以上が保証対象業種を行っているもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 20名以内 5名以内 5名以内(商業・サービス業は2名以内)

- p.2に記載の■融資対象者の要件■1~5、7、8に該当すること。
- 保証協会の利用がある場合、既存の保証付き融資の残高(根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額)と申込金額の合計額が2,000万円以内であること。

■資金使途■	
設備資金	店舗の改装又は機械設備の購入等に必要資金
運転資金	商品仕入や外注費支払等に必要資金
★ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 (p.3)	
×	借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金
×	法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
×	設置済み又は支払済みの設備のための資金(ただし、設置後6か月未満であって支払済みでない設備に要する資金は対象)等

■融資条件■		
限度額	設備資金	2,000万円
	運転資金	2,000万円
(最新決算期の平均月商3か月分を限度)		
設備・運転併用の場合は、合計2,000万円		
利率	年1.5~1.8%以内(融資期間・特例適用により異なる) ●巻頭1 一覧表 ※ 経営革新計画の承認を受けてから5年未満の者の特例あり	
期間・償還方法	10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還) ※融資期間1年以内の場合、一括償還も選択可	7年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還) ※融資期間1年以内の場合、一括償還も選択可
担保	不要	
保証人	個人: 不要 法人: 原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信用保証	付する(保証料 年0.50%~1.76%以内* 特別小口保険利用(個人に限る。)の場合は年0.80%以内) *事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上限となる。	
現地調査	必要(省略できるケースあり) ●p.11	

■受付機関■
申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届(様式3.1)を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書(様式3.3)を受付機関に提出すること。

■申込みに必要な書類■ ◀それぞれの書類の提出先: p.7、8

1 基本書類	2 本資金の利用に係る必要書類	3 経営革新企業の特例を受けする場合	4 現地調査が必要な場合
1 基本書類 ●p.7、8に記載の■基本書類■(1)~(10)、(12)~(23)と同様。 受付機関は申込書記入欄にチェック ※2現地調査の要・不要 ●p.11 ※3特別小口保険の利用の可否 ●p.35	(1) 納税証明書記載事項等の照会に関する同意書(様式4) 1部(原本) (2) 所得税又は法人税の確定申告書の閲覧申請に関する委任状(様式5) 1部(原本) ※(1)(2)については取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた場合のみ添付。 ○特別小口保険を利用する場合、納税要件の確認のため、次の書類が必要 a 事業税の納税証明書(法定業種以外の事業を営む場合を除く) 2部(原本1写し1) b 県民税及び市町村民税の納税証明書(事業税の税額がある場合を除く) 2部(原本1写し1)	(1) 経営革新計画に係る承認書の写し 2部	受付機関は現地調査報告書(様式2.6)を作成 3部(原本1写し2) (原本1写し1を密封し申込者経由で取扱金融機関に提出(取扱金融機関の承諾を得た場合は、電子メール等の電磁的方法で取扱金融機関へ提出することも可)。取扱金融機関は原本1を保証協会へ送付)
【事業所形態がアパート、マンション、一戸建て専用住宅等の「居宅内事務室」の場合】			
(1)a(事業所が自己所有の場合)建物所有者を確認できる書類の写し 2部 例: 建物登記事項証明書、固定資産税納税通知書又は建物の評価証明書等		(2) 事業上の取引を確認できる通帳の写し(③を確認できる部分) 2部	
(3) 取引に関する契約書、取引先発行の伝票類(発注書・領収書等)など、事業実態を客観的に確認できる書類の写し(取引先名、所在地、押印があるもので直近1年のうち複数月の数枚程度) 2部			

○【商工会議所・商工会専用】保証協会事前相談窓口の設置について

保証協会の各支部に商工会議所・商工会専用の事前相談窓口を設置しています。制度融資申込受付前に保証協会へ事前にご相談いただくことで、円滑な支援に繋がります。
※ 御相談の際は、保証協会所定の「事前照会票」をご利用ください。

○特別小口保険の利用について

小規模事業資金(小規模事業資金の借換制度)の利用を希望する個人事業者は、下記の要件を満たす場合、「特別小口保険」の利用が可能。(※県制度融資では、法人は特別小口保険の利用不可。)

- 要件① 事業税の納税証明書で、**課税額があり**、かつ完納していること。
(税額があるのに完納していない場合は、事業税の滞納なしに当たらず、制度融資の申込要件を満たさない。)
- 要件② (事業税の課税額がない場合)「県民税及び市町村民税の納税証明書」で、所得割の**課税額があり**、かつ完納していること。
(所得割の税額が障害者控除・寡婦(夫)控除によりなくなった場合は、均等割があり、かつ完納していること。)
- 要件③ 他の保証制度を利用していないこと。

(1) 個人事業者が特別小口保険の利用を希望する場合、申込書「③小規模事業資金」欄の【個人事業者で特別小口保険希望】「□有」にチェック

(2) 受付機関は、上記①②の要件により利用の可否を確認し、申込書の受付機関記入欄の*3にチェック

※ ①②いずれも税額がない場合、「□不可」にチェックし、申込者に理由を説明するとともに、小口等細企業保証による小規模事業資金の利用(保証料が異なる。)等を検討すること。
※ なお、①②共に、保証の委託の申込み且以前1年間に複数回納期が到来している場合は、他の資金を利用する際と異なり、該当分全ての完納を確認できる証明書が必要。

5 個別資金の概要、留意点

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.39~44を参照)

④ 起業家育成資金

■融資対象者の要件■

保証対象業種を開始しようとする者(開業後は会社設立後5年未満の者を含む)で、次の全てに該当するもの
1 次のア~オのいずれかに該当すること。 ※ **第二会社、会社法上の会社以外は対象外**

ア【創業者(開業前)】 次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する者
(ア)事業を営んでいない個人であって、融資実行日から1か月以内に県内で新たに開業する具体的な計画を有するもの
(イ)事業を営んでいない個人であって、融資実行日から2か月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有するもの
(ウ)自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有する中小企業者である会社(分社化)
※1 認定特定創業支援等事業による支援を受けた者は6か月以内

イ【新規中小企業者(会社設立・開業後)】 次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する中小企業者であって、県内で事業を営むもの
(ア)開業後5年未満の個人であって、当該開業の前日に事業を営んでいなかったもの
(イ)設立後5年未満の会社であって、設立の前日に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの
(ウ)他の会社とその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した設立後5年未満の会社(分社化)
※2 (開業)とは、営利を目的とした事業を反復継続し始めることであり、必要な許認可等を待っていることが前提となります。
形式的に開業届を提出しただけで、事業を反復継続していると認められない場合は、開業前となります。

ウ 上記イ(ア)に規定する新規中小企業者であって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの

エ【再挑戦支援保証】※申込前に保証協会に御相談ください。
ア(ア)(イ)、イ(ア)(イ)又はウのいずれかに該当し、かつ、次の(ア)(イ)のいずれかに該当する個人又は個人が設立した会社
(ア)過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化(業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により財務内容が悪化することをいう)により廃止してから5年未満の者
(イ)過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日(商業登記簿謄本の解散事由が発生した日)において当該会社の業務を執行する役員(社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役員(取締役を兼務する場合を含む)が含まれ、執行役員を兼務しない取締役を含まない)であった者で解散の日から5年未満のもの

オ【スタートアップ創出促進保証】
ア(イ)(ウ)、イ(イ)(ウ)又はウのいずれか(保証申込受付時点において税務申告1期末終了のものにあっては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有する者に限る。)に該当するもの

2 p.2に記載の■融資対象者の要件■3~8に該当すること。
・納期未到来の場合、納税要件は確認不要。
・再挑戦支援保証利用の場合、求償債務を負担していても申込可能な場合あり。

■資金使途■

設備資金 店舗の改装又は機械設備の購入等に必要資金 ※建物の建築・取得についてはp.42 Q&A-11 参照
運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要資金

★ただし、次の資金使途は融資対象になりません。 p.3
× 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金 × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
× 法令に違反する設備及び県外に設置するための資金 × 申込者以外が使用する設備のための資金
× 設置済み又は支払済み設備のための資金(ただし、設置後6か月未満であって支払済みでない設備に要する資金は対象)等

■融資条件■

	設備資金	運転資金
限度額★	3,500万円	3,500万円
	設備・運転併用の場合は、合計3,500万円	
利率	年1.2~1.4%以内(融資期間により異なる) ●巻頭1 一覧表	
期間・償還方法	1年超10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)	1年超7年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)
担保	不要	
保証人	個人: 不要 法人: 原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 スタートアップ創出促進保証を利用する場合は不要*1 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信用保証	付する(保証料 創業関連保証及び再挑戦支援保証 年0.80%以内*2 スタートアップ創出促進保証 年1.00%以内) *2 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乘せとなる。	
現地調査	必要(省略できるケースあり) ●p.11	

★限度額は、令和4年3月31日以前実行分の起業家育成資金(新事業創出貸付・独立開業貸付)、女性・若者経営者支援資金(女性・若者起業家支援貸付)の残高も算入するものとします。
*1 スタートアップ創出促進保証を利用している場合、償還期間途中で、保証人の追加徴求はできません。

■受付機関■

申込者の事業所(予定地)が所在する地区の商工会議所・商工会又は創業・ベンチャー支援センター埼玉

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届(様式3.1)を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。
取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書(様式3.3)を受付機関に提出すること。
(スタートアップ創出促進保証を利用する場合) スタートアップ創出促進保証に規定される、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの事業者からの取得や保証協会への提出等を実施すること。

■申込みに必要な書類■ ←それぞれの書類の提出先: p.7, 8

1 基本書類…p.7, 8に記載の■基本書類■(1)~(10)、(12)~(23)と同様 ・受付機関は制度融資申込書記入欄にチェック ※2 現地調査の要・不要 ●p.11 現地調査が必要な場合、受付機関は現地調査報告書(様式2.6)を作成 3部(原本1写し2) (原本1写し1を密封し申込者経由で取扱金融機関へ提出(取扱金融機関の承諾を得た場合は、電子メール等の電子的方法で取扱金融機関へ提出することも可)。取扱金融機関は原本1を保証協会へ送付) ・1期目の確定申告又は決算が終了していない場合、確定申告書(決算書)は不要 ・納期限が到来していない場合、納税証明書等は不要 ・基本書類(17) 定款の写しが必須となります。御注意ください。	
2 本資金の利用に係る必要書類(申込要件に応じ添付) (1) (要件アからエで決算又は確定申告が終了していない場合) 創業・再挑戦計画書(様式8-1) 2部(原本1写し1) (2) (要件オの場合) 保証協会所定の創業計画書(スタートアップ創出促進保証用) … 2部(原本1写し1) (3) (認定特定創業支援等事業による支援を受けた者で融資実行日から所定の期間(要件ア(ウ)は1か月、ア(イ)は2か月)を超えて開業する計画がある場合) 市町村長の発行する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書 … 2部(原本1写し1) (4) (以下【再挑戦支援保証】要件の場合のみ必要) 資格要件申告書(様式8-2) … 2部(原本1写し1) (5) 廃業届出書、税務申告書の控え、破産手続開始決定通知等事業の廃止日が確認できる書類の写し(ウ) 要件の場合のみ必要 … 2部 (6) 解散登記のある商業登記簿謄本又は閉鎖事項全部証明書の写し (イ) 要件の場合のみ必要 … 2部	

7 県ホームページの掲載内容について

「一般向けページ」と「関係機関向けのページ」を県ホームページにおいて公開

(1) 一般向け（中小企業向け制度融資）ページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>

県HPトップページ > しごと・産業 > 産業 > 産業支援・経営支援 > 中小企業向け制度融資



【制度融資のご案内】（パンフレット）

制度融資の概要、各資金メニューの一覧等について記載した冊子〔紙媒体の配布及び県HPの公開〕

【資金メニュー別チラシ】

資金メニューの特徴や諸条件、必要書類等について記載したチラシ〔県HPの公開〕

【県指定様式集】

申込みに必要な各種様式〔県HPの公開（制度融資の手引にも記載あり）〕

7 県ホームページの掲載内容について

(2) 関係機関向けページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html>

関係機関の皆さまへ
掲載している内容は基本的に非公開情報ではありませんが、URLの周知については【関係者限り】としてください。

埼玉県中小企業制度融資の金利改定について

基準日（令和4年8月1日）における長期プライムレートの上昇を受け、令和4年10月1日以降の融資実行分について埼玉県中小企業制度融資の融資利率を一部改定します。
なお、詳細は次のリンク先からご確認ください。[埼玉県中小企業制度融資の金利改定について（PDF：92KB）](#)

埼玉コンシェルジュへようこそ！
質問にAIが答えます。
(Multilingual AI chatbot)

令和4年度版「埼玉県中小企業制度融資の手引」

キーワードから探す

● キーワードで検索 ○ ページ番号で検索

関係機関向け

検索方法

検索結果

サイト内検索

● キーワードで検索 ○ ページ番号で検索

関係機関向け

もしかして：[関係機関向け](#) [関係機関一覧](#) [関係機関同士](#) [関係機関会議](#)

キーワード“関係機関向け”に対する結果“56”件 1ページ目

[令和5年度ケアラー支援関係機関向け研修事業委託候補者の公募について](#)
令和5年度ケアラー支援関係機関向け研修事業委託候補者の公募について・埼玉県 令和5年度ケアラーについて 業務委託概要 主なスケジュール 業務委託名 業務内容 契約期間
<https://www.pref.saitama.lg.jp/e0609/carer/carerkensyu.html> 種別：html サイズ：50,094KB

関係機関向けページ【制度改正関係】
関係機関向けページ【制度改正関係】 - 埼玉県 関係機関向けページ【制度改正関係】 埼玉県中小企業制度融資の融資利率を一部改定します。令和4年度後期分の提供
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html> 種別：html サイズ：24,726KB

ページ番号で検索 → 「24285」

【制度融資の手引】

関係機関向けに作成している各資金必要書類やQ & A等を記載した冊子〔県HPの公開〕

【関係機関向けの通知等】

制度融資要綱の改正通知や利子補給等に関する照会〔E-mail・FAX等の送信及び県HPの公開〕

ご静聴ありがとうございました。

産業労働部 金融課